定期建物賃貸借契約についての説明

借 主 住 所氏 名 様

貸 主 住 所 岐阜市坂井町1丁目24番地 氏 名 特定非営利活動法人岐阜空き家・相続共生ネット 理事長 名 和 泰 典 印

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに下記物件を明け渡さなければなりません。

記

	名 称	羽島市移住体験施設
(1)物 件	所 在 地	岐阜県羽島市福寿町浅平字松本162番地10
	家屋番号	162番10
(2)契約期間	令和 年	三 月 日から令和 年 月 日まで

上記につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

令和	年	月	日		
	借	主	住	所	